

保育料

南箕輪村村立保育園保育料徴収規則

別表第1(第3条関係)

南箕輪村保育料徴収基準額表

(単位:円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育短時間 (8時間保育)		保育標準時間 (11時間保育)		
村階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
第1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	
第2	市町村民税非課税世帯	3,200	2,300	6,200	5,300	
第3	市町村民税均等割額のみ (所得割額のない世帯)	10,000	6,000	14,000	10,000	
第4	市町村民 税所得割 額	48,600円未満	13,000	8,700	17,000	12,700
第5		48,600円以上 70,000円未満	16,000	11,000	21,000	16,000
第6		70,000円以上 83,500円未満	18,500	13,100	23,500	18,100
第7		83,500円以上 97,000円未満	21,000	15,200	26,000	20,200
第8		97,000円以上 111,000円未満	24,100	17,800	29,100	22,800
第9		111,000円以上 125,000円未満	27,200	20,400	33,200	26,400
第10		125,000円以上 150,000円未満	28,600	21,600	34,600	27,600
第11		150,000円以上 200,000円未満	29,800	22,400	35,800	28,400
第12		200,000円以上 250,000円未満	31,000	23,200	37,000	29,200
第13		250,000円以上 301,000円未満	33,600	24,600	39,600	30,600
第14		301,000円以上 397,000円未満	35,600	26,600	41,600	32,600
第15		397,000円以上	37,600	28,600	43,600	34,600

備考

- 1 同一世帯で2人以上同時に保育園に通っている場合は、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- 2 同一世帯に南箕輪村療育施設たけのこ園に入園している児童がいる場合は、保育園に通っている児童を2人目、3人目以降とする。
- 3 当該児童が第3子目以降の場合は、申請により上記の金額より6,000円(保育料が6,000円未満の場合はその額)を減額する。